



2024年3月1日 No. 187 (毎月1日発行)

【房屋税差別税率に関する基準（案）を公表】

台湾財政部は2024年2月16日に、「全国単一居住用住宅課税標準額基準（案）」（全国単一自住房屋現値一定金額基準）と「房屋税差別税率の段階、段階数及び各段階の税率基準（案）」（房屋税差別税率之級距、級距数及各級距税率基準）を公表しました。主な内容は以下の通りです。

- 全国単一居住用住宅課税評価基準（案）：
 - 以下の条件を満たす住宅は、1%の軽減税率を適用します。
 - ◆ 所有者または使用者本人、配偶者及び未成年の子供が、台湾全土で、住宅を唯一戸所有している。
 - ◆ 当該住宅に戸籍登記を完了している。
 - ◆ 当該住宅は貸し出しや営業行為を行うことはない。
 - ◆ 当該住宅の課税標準額（房屋現値）は定められた基準金額より低い。
 - 当該住宅の課税標準額が、定められた基準金額より高い場合、1.2%の税率を適用します。
- 房屋税差別税率の段階、段階数及び各段階税率の基準（案）
 - 賃貸用住宅及び相続により取得した住宅
 - ◆ 税率は戸数によって決められる。
 - ・ 4戸以内：1.5%
 - ・ 5~6戸：2.0%
 - ・ 7戸以上：2.4%
 - 建設業者が建築して販売する居住用住宅
 - ◆ 税率は建造から販売までの期間によって決められる。
 - ・ 1年以内：2.0%
 - ・ 1~2年：2.4%
 - ・ 2~4年：3.6%
 - ・ 4~5年：4.2%
 - ・ 5年超え：4.8%
 - 他の非居住用房屋
 - ◆ 税率は戸数と地点によって決められる。
 - ・ 直轄市
 - 2戸以内：3.2%
 - 3~4戸：3.8%
 - 5~6戸：4.2%
 - 7戸以上：4.8%
 - ・ 非直轄市
 - 1戸：2.6%
 - 2~4戸：3.2%
 - 5~6戸：3.8%
 - 7戸以上：4.8%



【台湾がインドと労務協力の MOU を締結】

台湾労働部は 2024 年 2 月 16 日に、インドとの労務協力に関する了解覚書（MOU）の締結を発表しました。当該 MOU によって、インド人労働者の雇用される業種と人数、及び人材募集と職業訓練の実施なども台湾が決めることとされました。今後、労働部は実務レベルの会合を開き、インド人労働者の雇用手続き、業種、人数と資格などの詳細な規則について、各界の意見をまとめて討議します。

【中高年者の雇用促進策、2 月に始動】

台湾労働部は 2024 年 2 月 17 日に、55 才以上、または 45 才で法律に基づき定年退職した中高年労働者の就労参加の促進策「55 プラス ストロングジェネレーション就業促進措置」（55Plus 壯世代就業促進措置）を公表しました。以下の条件を満たす雇用者は奨励金の支給申請が可能となります。

- 公的職業安定組織に求人申込みをし、紹介された中高年労働者雇用。
- 正規雇用場で、一人当たり 3 万台湾ドルの奨励金を受給。
- 時給制の場合で、一人当たり 1.5 万台湾ドルの奨励金を受給。
- 90 日間雇用するごとに奨励金を受給。一人当たり最大 2 回の受給が可能。

また、雇用主は中高年労働者向けに職業訓練、フレキシブルタイム、両立支援、心理カウンセリングなどの快適な職場づくりを実施している場合、1 人を雇用するごとに、毎月 3 千台湾ドル、最大 12 か月間で 30 万台湾ドルを受給できます。

フェアコンサルティング台湾

（正緯管理顧問股份有限公司）

台北市松山區民生東路 3 段 128 號 7 樓之 1 保富金融大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下（SAKASHITA）

yu.sakashita@faircongrp.com

2024年2月1日 台中オフィスがオープンしました。

台中オフィス：台中市西區台灣大道2段285號4樓之2

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。